

公立大学法人横浜市立大学附属病院先進医療推進費の取扱いに関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市立大学附属病院（以下「病院」という。）における先進医療推進費（以下「推進費」という。）の取扱いについて定め、適正な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 推進費は、厚生労働省が定める先進医療（以下「先進医療」という。）として新たな承認を受けた医療技術を実施する診療科に対して配賦するものとし、承認1件につき新規技術の先進医療は50万円、既評価技術の先進医療は25万円とする。

（執行）

第3条 推進費の執行は、原則として横浜市立大学会計規程の共通規程に従って行う。ただし、食糧費、交際費には執行することができない。

（執行の手続き）

第4条 執行に関する事務手続きは、医学・病院統括部総務課長（以下「総務課長」という。）が行う。

- 2 推進費は、当該先進医療が承認された月の翌月から起算して12ヶ月以内に執行するものとする。
- 3 診療科の代表は、物品役務等の調達を行うときは、事前に推進費に関わる発注伺（第1号様式）を総務課長へ提出し、決裁を得なければならない。

（検査）

第5条 診療科の代表は、物品役務等の調達に係る契約の履行があった場合は、契約の相手方の立会いを求めて、検査を行わなければならない。

- 2 診療科の代表は、納品が確認され、検査が終了したものについては、当該納品書に検査日を記入し、記名押印しなければならない。
- 3 総務課長は、必要に応じて第1項の検査に立ち会うことができるものとする。

（債務確定日）

第6条 推進費で購入した物品等は、検査日をもって債務を確定させる。

（支出）

第7条 診療科の代表は、検査が終了したときには、推進費に関わる支払依頼書（第2号様式）に納品書その他の関係書類を添えて、速やかに総務課長へ提出しなければならない。

- 2 総務課長は、前項の支払依頼書の提出を受けたときは、関係書類の所要事項を審査し、適正と認めた場合は、附属病院の医学・病院企画課長へ支払を依頼する。

（支払遅延防止義務）

第8条 診療科の代表は、支払遅延防止のため、関係書類を速やかに提出するよう努めなければならない。

（立替払い）

第9条 推進費の執行については、病院の直接払いを原則とするが、物品の購入、役務の提供、出張等に係る経費について、やむを得ない場合は立替払いとすることができる。

(その他)

第10条 診療科の代表は、設備等の購入により、建物、工作物等の模様替えを必要とする場合及び著しく電気・ガス・水道等を消費する見込みのあるときは、あらかじめ総務課長に申し出なければならない。

附 則

この要綱は、平成19年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

公立大学法人横浜市立大学附属病院先進医療推進費の取扱いに関する要綱（第1号、第2号様式）

先進医療推進費 発注伺兼支払依頼書（1. 2号共通）

承認番号			
所属診療科等	代表者		
医療名称			
摘要			

年 月 日

先進医療推進費 発注（1号様式）

決定区分	単独随意契約	見積あわせ	競争入札	その他
金額	¥			
支払先				
備考（別添可）				
発議（診療科等代表者）				

年 月 日

先進医療推進費 支払依頼書（2号共通）

検査年月日	年 月 日	検査員自署または印	
支払金額	¥		
支払先口座番号			
支払予定年月日	平成 年 月 日		
備考（別添可）			
発議（診療科等代表者）			